

「最新情報」

GSAP

2021年6月28日

「新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した所得税の免税および各種期限の延長」

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、インド政府は1961年、所得税法に基づく特定のコンプライアンス期限をさらに延長することを告知するプレスリリースを行いました。

政府は、新型コロナウイルス感染症の治療への支出、感染症による死亡に際して納税者の家族が受け取った謝礼金に対する免税を発表しました。これらの免税に関する詳細は、今後政府が発行する通知書等により明確化されます。

本アラートにおいて該当の変更された期限及び所得税の免税に関する情報を纏めております。

情報源: <https://pib.gov.in/PressReleseDetail.aspx?PRID=1730355>

 www.gsapadvisors.com  info@gsapadvisors.com

新しい所得税の免税について

- 所得税の免税は納税者が2019-20年度以降に雇用主または他に治療費の支払いをサポートした人から受けた金銭的援助に対して提供されます。この免税に制限はありません。
- 新型コロナウイルス感染症により死亡した納税者の雇用主または他の人から謝礼金の支払いを受けた家族（納税者の）にも所得税の免除が提供されます。

当該免税は、雇用主から受け取った金額の場合に制限なく認められるものとし、他の人から受け取った援助金の場合に、INR100万の総額を上限に免税が認められます。

変更後の新しい期限

申告書・報告書・コンプライアンスの種類	既存の期限	変更後の新しい期限
紛争解決パネル（Dispute Resolution Panel (DRP)）への異議申し立て	異議申し立ての最終日は2021年4月1日またはその後の日付である場合には当該異議申し立ては2021年5月31日または指定された期限日のいずれか遅い方までに実施できます	異議申し立ての最終日は2021年6月1日またはその後の日付である場合には当該異議申し立ては2021年8月31日または指定された期限日のいずれか遅い方までに実施できます
2020-21年度の第4四半期に関する源泉徴収税申告書（様式24Q・26Q・27Qにおける申告書）	2021年6月30日	2021年7月15日
源泉徴収税証明書（フォーム16）の発行	2021年7月15日	2021年7月31日
第54条～第54GB条に基づく免税申請（キャピタルゲインタックス軽減を目標とする様々な投資）	当該投資の最終日は2021年4月1日～2021年9月29日の間にあること	当該投資は2021年9月30日までに実施されていること
納税者番号のアーダール番号とのリンク	2021年6月30日	2021年9月30日
直接税紛争解決スキーム（Vivad se Vishwas Scheme：「VSVスキーム」）に基づく金額の支払い（追徴額支払いがない場合）	2021年6月30日	2021年8月31日
VSVスキームに基づく金額の支払い（追徴額支払いがある場合）	-	2021年10月31日
税務調査に伴う更正通知・ペナルティーオーダーの発行期限	2021年6月30日	2021年9月30日

お問合せ先

GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor
Kalkaji, New Delhi 110019
India



info@gsapadvisors.com



+91 (11) 4056 0819
+91 (11) 4154 4443

Disclaimer: The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the information contained herein.